

令和8年度の間伐や造林などに関する支援制度

間伐を行うと、暗い森林に光が入り、災害などにも強く健全な資産価値の高い森林に育っていきます。間伐された木材を積極的に利用していくことで、皆さんの収入にもつながります。先代から受け継いできた大切な森林を守り育て、次世代につなぐために次の支援制度がありますので、活用しながら間伐を進めましょう。

間伐、皆伐及び再造林等を行う場合の補助事業
■造林事業(国庫補助事業)

事業名	作業種 (対象行為)	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率	申込先
森林環境 保全直接 支援事業	除伐	11～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	おおむね30%以上(※) ※ただし、県事業区分:多様な森づくり整備事業及び町単独事業の嵩上げ補助を受ける場合は、30%以上	下記の①、②のいずれかに該当していること ①森林経営計画の認定を受けた者 ②特定間伐等促進計画の事業主体に位置づけられた者	県が定めた標準単価の68%以内	森林組合
	保育間伐	・保育間伐A 11～35年生 ・保育間伐B 36～60年生 ・保育間伐C 11～60年生 (平均胸高直径18cm未満)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地		※施業実施前に「事前計画書」を提出すること(森林作業道の計画を含む。ただし、除伐は除く。)		
	搬出間伐	11～60年生 森林経営計画に基づく場合は、 スギ:～70年生、 ヒノキ:～90年生	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上/施行地	20%又はおおむね30%以上(※)	下記の①、②のいずれかに該当していること ①森林経営計画の認定を受けた者 ②特定間伐等促進計画の事業主体に位置づけられた者		
	更新伐	31～90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、 植生の更新(天然更新含む)	①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の 施行地面積が0.1ha以上で平均搬出 材積が10m3以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 特定間伐等促進計画ごとに間伐・更新伐の 施行地面積が0.1ha以上で平均搬出材積が10m3以上	おおむね30%以上(※)	※施業実施前に「事前計画書」を提出すること(森林作業道の計画を含む。)		
	森林作業道		高知県森林作業道作設指針に 適合する作業道の開設、改良 及び復旧			下記の全てに該当していること ・人工造林、除伐、保育間伐、搬出間伐 及び更新伐までのいずれかの施業と一体的 に実施されるもの ・施業実施前に「事前計画書」を提出すること ・事業実施後に当該作業道を管理する者が 書面において明らかにもの		

「森林経営計画」は、森林所有者又は委託を受けた森林組合や林業事業者が作成する5年間の育林、造林計画です。計画作成及び計画に参加したい方は、産業課にご相談ください。

☆造林事業への県町の嵩上げ事業:津野町未来へつなぐ森づくり支援事業(県補助事業名:みどりの環境整備事業)

事業区分	作業種 (対象行為)	対象林齢	事業内容	間伐率	補助要件等	補助率	申込先
保育間伐 促進事業	除伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ 県事業区分:森林吸収源整備事業			定額 49,000円以内/ha	町 森林組合
	保育間伐	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ 県事業区分:森林吸収源整備事業	おおむね30%以上		定額 53,000円以内/ha	
		36～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ 県事業区分:森林吸収源整備事業	おおむね30%以上		定額 32,000円以内/ha	
		46～60年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ 県事業区分:多様な森づくり整備事業あるいは町単独事業	30%以上			
		11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐C))への嵩上げ 県事業区分:森林吸収源整備事業	おおむね30%以上		定額 49,000円以内/ha	
		46～60年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐C))への嵩上げ 県事業区分:多様な森づくり整備事業あるいは町単独事業	30%以上			
搬出間伐 促進事業	搬出間伐	31年生以上	造林事業(森林環境保全直接支援事業(搬出間伐))への嵩上げ 県事業区分:多様な森づくり整備事業あるいは町単独事業	30%以上		定額 93,000円以内/ha	町 森林組合
	搬出間伐 (運搬費)	11～60年生 森林経営計画に基づく場合は、 スギ:～70年生、 ヒノキ:～90年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(搬出間伐))への嵩上げ 原木を津野町森林組合朝見谷貯木場及び須崎地区森林組合ストックヤードへ搬出			定額 2,000円以内/m3 (町費のみ)	
作業道整備 促進事業	作業道開設		造林事業(森林環境保全直接支援事業(森林作業整備))への嵩上げ			造林事業で補助対象と査定された額の90%から、国、県補助金額を差し引いた額	

※上記補助金額は実費以内とする。

■木材安定供給推進事業(国庫補助事業) 下表以外の作業種:路網整備(林業専用道(規格相当)、森林作業道など)

事業名	作業種 (対象行為)	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率	申込先
木材安定 供給推進 事業	間伐材生産 (搬出間伐)	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、 支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・ 原木仕分け費	0.1ha以上/施行地	おおむね30%以上	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち選定経営体 ②森林経営計画対象森林で実施するもの。 森林経営計画が作成されていない森林で実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう務めること 【循環成長】 ①選定経営体 ②森林経営計画対象森林で実施するもの。 森林経営計画が作成されていない森林で実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう務めること ③津野町森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」内で実施すること	・搬出間伐:10m3以上30m3未満 169,000円～235,000円/ha以内 ・搬出間伐:30m3以上50m3未満 242,000円～337,000円/ha以内 ・搬出間伐:50m3以上70m3未満 385,000円～534,000円/ha以内 ・搬出間伐:70m3以上 517,000円～721,000円/ha以内 *関連条件整備 森林作業道(2,000円／mを上限に事業費の68%以内)	森林組合

☆木材安定供給推進事業への県町の嵩上げ事業:津野町未来へつなぐ森づくり支援事業(県補助事業名:みどりの環境整備事業)

事業名	作業種 (対象行為)	対象林齢	事業内容	間伐率	補助要件等	補助率	申込先
搬出間伐 促進事業	搬出間伐	31年生以上	木材安定供給推進事業(搬出間伐))への嵩上げ 県事業区分:多様な森づくり整備事業あるいは町単独事業	30%以上		定額 93,000円以内/ha	町 森林組合
	搬出間伐 (運搬費)	11～60年生 森林経営計画に基づく場合は、 スギ:～70年生、 ヒノキ:～90年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(搬出間伐))への嵩上げ 原木を津野町森林組合朝見谷貯木場へ搬出			定額 2,000円以内/m3 (町費のみ)	

■森林資源循環利用促進事業(県補助事業)

事業名	作業種 (対象行為)	補助事業者	事業内容	補助要件等	注意事項	補助率	申込先
原木増産 推進事業	作業道開設	森の工場事業実施計画の承認を受けた事業者 体で県内に事業所を有しているもの	津野町森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」かつ森の工場事業実施計画の承認区域内における皆伐作業に必要な作業道の開設、作業ポイントまたは集材架線等の整備		1 補助事業により生産される原木は、県内加工事業者等にその半数以上を供給しなければならない。なお、対象樹種には広葉樹を含む(ただし、木炭用・椎茸栽培用は含まない。)	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額 W＝2.5m～ 1,100円以内/m W＝3.0m～ 1,500円以内/m	須崎林業事務所
	作業ポイント			1箇所当たりの面積90m2以上	2 次に該当する場合は補助対象としない。 (1)国及び県の他の補助事業に採択された、または採択可能な事業 (2)国有林内で実施するもの。ただし、補助施設を国有林と民有林で兼用する場合であって、民有林の皆伐が過半の場合を除く。 (3)事業完了後、1年以上皆伐に着手しないもの及び4年以内に皆伐が完了しないもの (4)作業種が作業道開設のとき、当該年度の皆伐実施区域内における1ha当たりの路網密度(当事業による開設及び既設道並びに当該年度の自力による開設の合計を皆伐実施区域内面積で除したもの)がおおむね200mを超えるもの (5)皆伐実施区域の面積が1区域当たりおおむね10haを超えるもの	55,000円以内/箇所	
	集材架線			主索支間長が300m以上であること。 ただし、2段集材の場合は、主索支間長の合計距離が300m以上のとき、合計距離を補助対象とする。 H型集材等については、主索2本の延長すべてが対象	3 高知県森林作業道作設指針に則り林地崩壊等が生じないよう必要な措置を講じること。その他、関係法令の基準(制限)に沿って実施すること 4 皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を完了すること	600円以内/m	
	防護管取付等			労働安全衛生法第20条に基づき事業者の講ずべき措置等を行うとき、補助対象とする。		178,000円/箇所	

■森林資源循環利用促進事業(県補助事業) 造林事業、木材安定供給推進事業への上乗せ、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

事業名	作業種 (対象行為)	補助要件等	補助率	申込先
森林資源 循環利用 促進事業	再造林等	造林事業または木材安定供給推進事業で採択された再造林等及びシカ被害防護施設、下刈り(3回まで)。ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	普通苗による再造林等:県が定めた標準経費の18%以内(造林事業等と組み合わせで最大90%) コンテナ苗による再造林等:県が定めた標準経費の23%以内(造林事業等と組み合わせで最大95%) 下刈:県が定めた標準経費の18%以内(造林事業等と組み合わせで最大90%)	
	シカ被害 防護施設	※再造林及び耕作放棄地への造林に限る。 ※低密度植栽(2,000本/ha以下)であること		
	下刈(3回まで)	※津野町森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること		森林組合
	再造林の推進 (林地残材等搬出)	津野町森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」において再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材、D材またはそれらを粉碎したもの)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬 ・再造林が確実に実施される旨を記載した協定書に基づく皆伐地から発生する林地残材等であること ・再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ha以上であること ・実績報告の際には、利用施設の仕切り書等で搬出量が確認できること ・出荷先は、原則県内の利用施設に限る。	定額 900円以内/t(チップ等端材) ただし、森の工場内からの搬出の場合は1,200m円以内/ha	

■森林資源再生支援事業(県補助事業)

事業名	作業種(対象行為)	補助要件等	補助率	申込先
森林資源 再生支援 事業	再造林の推進(低密度植栽の促進)	低密度植栽(2,000本/ha以下)による人工造林に要する手数料並びに森林保険料。 (森林資源循環利用促進事業と併用可) ※保安林の場合は、指定施業要件で定められた本数 ・実施主体は、当該年度の再造林面積が過去3年平均の再造林面積を上回ること ・実施主体は、高知県再造林推進会議への登録を行うこと ・再造林基金円滑化支援の対象または過去に支援を受けた地域でないこと	鳥獣害防止施設あり 100,000円以内/ha 鳥獣害防止施設なし 60,000円以内/ha	森林組合

☆みどりの環境整備事業(県補助事業)への町の嵩上げ等事業:津野町未来へつなぐ森づくり支援事業

事業区分	作業種 (対象行為)	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率	申込先
保育間伐 促進事業	保育間伐	11年生以上	不用木の除去、不良木の淘汰 県事業区分:公益林保全整備事業	0.1ha以上/施行地	30%以上	保安林または津野町森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で国庫補助事業の対象とならない人工林	定額 93,000円以内/ha	町 森林組合
搬出間伐 促進事業	搬出間伐	スギ:31～70年生	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上/施行地	30%以上	国庫補助事業の対象にならない人工林 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額 214,000円以内/ha	
		ヒノキ:31～90年生	県事業区分:森林整備事業		20%以上	伐採木は、原則として80%以上を搬出集積すること	定額 142,000円以内/ha	
間伐材 搬出等 作業道 整備事業	開設		間伐材の搬出等に必要作業道の開設 高知県森林作業道作設指針に則り行うものとする。			事業完了後の翌年度までに搬出間伐等を実施すること	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額 W＝1.5m～ 500円以内/m W＝2.0m～ 800円以内/m W＝2.5m～ 1,100円以内/m W＝3.0以下 1,500円以内/m	
	路面整備		開設後5年を経過した作業道の路面整備			事業完了後の翌年度までに搬出間伐等を実施すること 開設後5年を経過した作業道において、既設路面の凹凸が原則20cm以上の場合であること。ただし、開設後5年未満であっても災害等により、間伐材搬出のための路面整備が必要と判断される場合には、この限りではない。	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額 W＝1.5m～ 100円以内/m W＝2.0m～ 130円以内/m W＝2.5m～ 150円以内/m W＝3.0m以下 200円以内/m 拡幅:補助対象経費の1/2	
	補強		間伐材搬出等に利用する作業道に係る①丸太積み工、②洗い越し工、③作業ポイントの整備及び④横断排水工			事業完了後の翌年度までに搬出間伐等を実施すること ①法面の安定または路体の確保のために必要と認められること ②小さな谷川等を通行する際に、路体の安定のために必要と認められること なお、ルートを選定や地形上やむを得ない場合に限り、洗い越し工と同等以上の機能を有する工法も可とする。 ③作業道延長500m当たり一箇所程度(作業に適した形状で90m ² 以上)であること ④～1路面水の排水の処理のために必要と認められること ④～2排水施設は、丸太とゴム板を用いた水切り工とする。 ④～3設置間隔は50m程度を標準とし、その他必要な箇所に設置する。 ④～4排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たき等を設置する。	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額 ①丸太積み工:700円以内/m ②洗い越し工:6,000円以内/m ③作業ポイント:55,000円以内/箇所 ④横断排水工:1,200円以内/m	
	復旧または補修		間伐材の搬出等に利用する役割が期待できる作業道について、災害等により機能が損なわれた箇所の復旧または補修			事業完了後の翌年度までに搬出間伐等を実施すること 単なる維持管理的な復旧及び補修でないこと 事業を着手する前には、必ず被災写真を撮影することとし、写真により工法等について林業事務所または市町村に協議すること	復旧または補修 事業費の50%以内 1箇所の補助金額10万円以上であることとし、補助金額の上限は50万円 なお、施行箇所が近接する場合は、1箇所とみなすことができる。	
	舗装		国庫補助事業対象作業道の舗装				定額 1,500円以内/m	
	国、県補助事業 開設作業道 (w=3.0m以上) 補修		100m以上の作業道の補修。事業効果1,000m ² /100m			事業完了後の翌年度までに搬出間伐等を実施すること	定額 500円以内/m	

☆造林事業、木材安定供給事業(国庫補助事業)、森林資源循環利用促進事業等(県補助事業)への町の嵩上げ事業:津野町未来へつなぐ森づくり支援事業

事業名	作業種(対象行為)	補助要件等	補助率	申込先
再造林 推進事業	再造林等	造林事業または木材安定供給推進事業で採択された再造林等及びシカ被害防護施設。ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	県が定めた標準経費の10%～14%以内 国、県の補助事業と合わせると最大100% 実行経費が標準経費を上回った場合は、さらに標準単価の10%を上限に嵩上げ	町 森林組合
	シカ被害防護施設	※再造林及び耕作放棄地への造林に限る。 ※低密度植栽(2,000本/ha以下)であること ※津野町森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること		
	下刈り	対象林齢は、原則5年生まで。ただし、生育不良個所については、10年生までを補助対象とする。ただし、下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①雑木林の梢が草本類より低く被圧された状況であること。 ②つる類の繁茂が激しく、植栽木または目標樹種の健全な育成が困難な状況であること	県が定めた標準経費の10%～32%以内 国、県の補助事業と合わせると最大100%	

※事業内容が変更となる場合がありますので、一度お問い合わせください。

お問い合わせ先

津野町森林組合 ☎62－3121
須崎地区森林組合 ☎43－0030
津野町役場産業課 林業係(河上 桐也・山中 孝司) ☎55－2021